

令和2年12月17日

会員及び関係者の皆様へ

(一社) 国際善隣協会会長  
矢野 一 彌

## 令和3年1月～3月善隣協会活動方針についてのお知らせ

本年は、コロナで始まりコロナ禍で終わる年の瀬を迎えております。

主題の件に関し、最近の「東京都のコロナ事情」を踏まえて、12月17日の第10回理事会において今後の活動方針を討議し、下記の通り進めることになりましたので、お知らせいたします。

### 記

◆年末～年始の休暇：12月14日に菅総理大臣が年末～年始の「GOTO トラベル」の全国一斉停止を発表し、小池都知事も65歳以上の高齢者には出来るだけ自宅に留まるよう要請していることから、高齢者の多い当協会としては、12月29日～1月11日まで冬季休暇とします。

#### ◆1月～3月：

##### (1) 5階会議室、7階談話室の貸し出しについて

新型コロナウイルスの新たな感染拡大に伴い、「安全第一」の観点から、3月末まで「貸し出し停止」とする。なお、4月以降については3月中に決定し連絡する。

##### (2) 講演会の実施について

対面による講演会は、実施しない。それに代わり、Zoomを利用する「リモート講演会」の方法で行うことを今後の基本方針とする。

##### (3) 広報誌「善隣」については、「リモート講演会」の原稿を含め発行する。

##### (4) 事務局は、午前10時から午後4時までとし、時差出勤・時差退社を行う。

##### (5) 常任委員会ほか協会組織の活動については、実施する場合は原則として「ソーシャルディスタンス」が確保される方法において、「3蜜」に十分注意して実施する。

この決定は、非会員の方や当会館のテナント各社様のことを考慮し、皆様へのご協力をお願いするものです。会員各位におかれましては、この第3波を警戒しつつ、健康面、安全面を第一にお考えいただき、くれぐれも体調管理にお努めください。

以上